

## 東日本大震災からの本格的な復興に関する決議

東日本大震災の発生から半年が過ぎた現在でも、被災の爪跡は未だに癒えていない。東日本大震災復興対策本部からは、「東日本大震災からの復興の基本方針」が示されたが、今まさに国を挙げ、あらゆる力の結集が求められているところである。

我々近畿 111 市は、被災地の一日も早い復旧復興に向け、今後も全力で支援していく決意である。またあわせて、近い将来に発生が予想される東南海・南海地震への備えや、将来に向けたエネルギーの確保について、自らが取り組むべき喫緊の課題と強く感じているところである。

国においては、被災地に対し迅速かつ適切な支援や対策が速やかに講じられるよう、さらにはこの震災における教訓を後世に活かすため、次の事項について強く要請するものである。

1. 被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と、活力ある日本の再生に向けて、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、復旧・復興に取り組む住民や自治体に対し、迅速かつ万全の措置を講じること。
2. 福島第一原子力発電所事故の早期収束に全力を尽くすとともに、全ての原子力発電所等の総点検や、原子力防災・安全対策の抜本的な見直しを早急に行うこと。一方で、将来にわたるエネルギー政策の在り方については、国民の安全安心と社会経済の発展を前提として、再生可能エネルギーの推進並びに効果・効率的かつ安定的な電力供給の確保を図るため、国民的議論を尽くし、その方針を明らかにしたうえで、必要な措置を講じること。
3. 中央防災会議の専門調査会による最終報告に基づく留意すべき地震・津波対策の基本的な考え方を熟慮し、防災基本計画を早急に見直すこと。さらに、各自治体が実施する耐震化事業や津波対策などの防災対策に、必要な財政措置を講じること。

以上、決議する。

平成 23 年 10 月 21 日  
近 畿 市 長 会

## 真の分権型社会の実現を求める決議

我々はこれまで、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきた。先般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第1次一括法に続き、第2次一括法が成立し、国と地方との新たなパートナーシップの関係のもと、真の分権型社会の実現に向けた改革が進んでいることは一定評価するが、この改革をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについては、第1次一括法及び第2次一括法にとどまることなく、住民に身近なサービスのより一層の向上を図るため、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る一層の権限移譲や、同勧告に沿った法令による義務付け・枠付けの廃止を原則とした更なる見直しを行うこと。
2. 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲すべきであり、その工程を明らかにすること。その前提のもと、あくまで税源移譲までの経過措置としての地域自主戦略交付金について、具体の制度設計にあたっては、先行する都道府県の運用状況も踏まえ、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方が必要とする総額の確保とともに、配分にあたっては、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障をきたすことのないよう、交付額を早期に明示すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等社会保障、教育などの経常的な行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な総額を確保すること。
4. 法制化された国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な協議にあたっては、地方からの意見を的確に制度設計等に反映することができるよう、予め十分な時間的余裕を持って提案を行い、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上、決議する。

平成 23 年 10 月 21 日  
近 畿 市 長 会

## 総合的な子育て支援策の構築を求める決議

我が国における少子化問題は、国家のあり方が問われる喫緊の最重要課題の一つであり、近畿各市においても、その責任と役割を強く認識し、地域の実情に即した様々な子育て支援策の実施に懸命の努力を傾注しているところである。

そうした中、国においても、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する目的で、子ども手当の制度が22年度から開始された。

また、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築という子ども・子育て新システムの制度化の議論も進められ、本年7月には中間とりまとめが行われたところである。

この間の議論の中で、子ども手当については保育料の天引きや給食費への充当が可能となったところであるが、徴収対象期間や要件については地方自治体の裁量で取り組みが行えるものではなく、実効性の高いものとはなっていないうえ、我々が再三主張してきた、全国一律の現金給付と保育サービスなどの現物給付とのバランスへの配慮や地方に必要な裁量及び財源の確保、国における幼保一体化の推進のための体制整備など子育て支援策全体のあり方について、国と地方の役割分担を含め、依然として建設的な議論がなされていないことは遺憾と言わざるを得ない。

以上の反省に立ち、子どもを安心して生み育てることのできる国づくりを目指し、子どもや子育て家庭の視点に立った総合的な子育て支援策を早急に議論していく必要がある。

そのためにも、法制化された「国と地方の協議の場」及び分科会を開催し、国と地方の信頼関係に基づき、真に実効ある協議を重ねたうえで、国会においても与野党問わず精力的に議論を尽くし、国民の理解が得られるかたちで成案を得るよう、改めて強く要請する。

以上、決議する。

平成 23 年 10 月 21 日  
近 畿 市 長 会

## 生活保護制度の抜本改革を求める決議

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改革がなされないまま今日に至っており、制度疲労を起こしている。

生活保護受給者の増加傾向には現在もなお歯止めがかからない状況であり、悪質な不正事案や貧困ビジネスも頻発している。さらには、最低賃金や年金と生活保護の定める最低所得水準との逆転現象は、国民の不公平感やモラルハザードを招いている。

こうした状況をそのまま放置すれば、自治体のみならず国全体が危機的な状況に陥るおそれがある。今こそ、生活保護制度が最後のセーフティネットとして、真に生活に困窮する方を適切に保護する、あるべき制度となるよう、抜本的な改革が必要である。

近畿各市はこうした危機感のもと、昨年 10 月の本会総会において、「社会保障制度全体のあり方を含めた生活保護制度の抜本改革に向けての提案」を決議し、国に対し改革への早急な着手を強く求めたものである。これに対し国は、本年 5 月に「生活保護制度に関する国と地方の協議」の場を設置し、現在、地方との話し合いを進めているところである。

生活保護制度改革に向けて国が具体的に動き始めたことは評価する一方、今回の協議において、地方側の意見を十分に反映した抜本的な制度改革の方向性が取りまとめられることが今後は重要である。

よって、次のとおり特段の措置を講じるよう改めて強く要請する。

1. 国は、生活保護制度の改革を行うにあたり、「働くことができる人は働く社会」の実現に向けて、稼働可能層の就労自立を促進するため、生活保護制度に優先する「雇用・労働施策」を国の責任において実施するとともに、高齢者層については生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設するなど、社会保障制度全体のあり方を含めた抜本的な改革を行うこと。
2. 生活保護制度においては、稼働可能な受給者の自立を促進するため、就労へのインセンティブが働く制度設計を行うとともに、社会奉仕への参加など働く習慣付けにつながる仕組みを導入すること。また、医療扶助等の適正化に向け、過剰な医療行為を審査する仕組みや基準を設置するとともに、例えば一部自己負担の導入など、受給者本人が受診内容を適切に把握できる仕組みづくりも行うこと。さらに、悪質な不正事案に厳正に対応するため、実施機関である自治体の調査権の強化や貧困ビジネスに対する法規制を実施するほか、不正行為に対する罰則強化を図るなど、不正を許さない制度を構築すること。
3. 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。

以上、決議する。

平成 23 年 10 月 21 日  
近 畿 市 長 会